

# 東浦町の 6月定例会

6月8日～24日

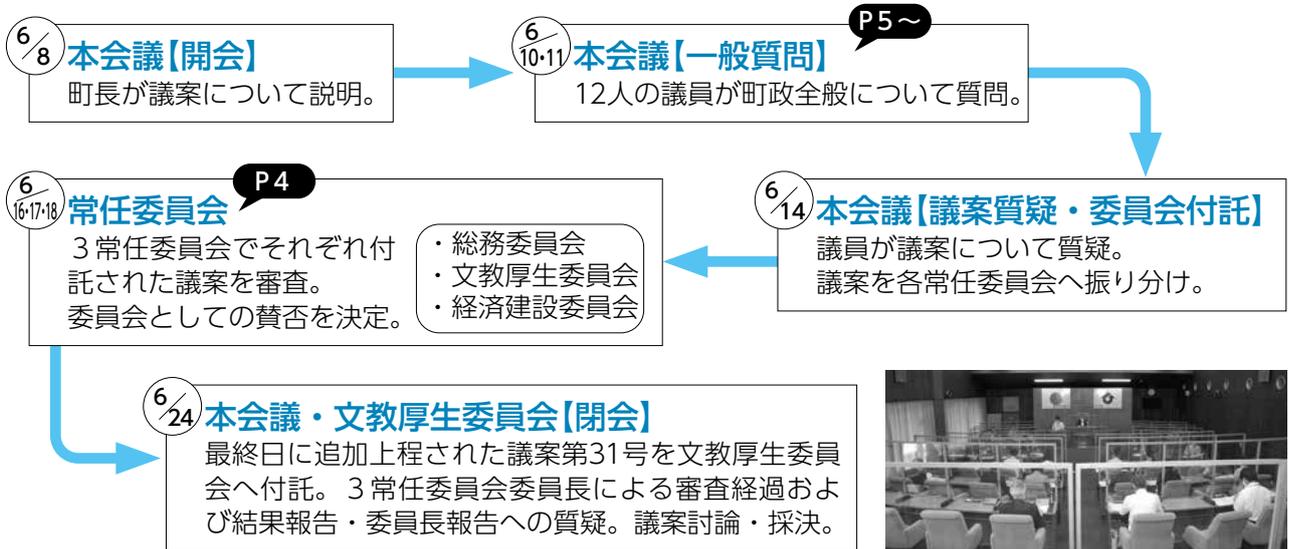
こんなことが決まりました

全会一致で決定した案件			
議案番号	議案名	結果	
同意3	固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	
同意4	農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者その他これに準ずる者とする事について		
同意5	農業委員会委員の任命について		
報告4	工事請負契約の変更について(東浦町勤労福祉会館外壁等改修工事)		
報告5	令和2年度東浦町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		
報告6	令和2年度東浦町水道事業会計予算繰越計算書の報告について		
報告7	令和2年度東浦町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について		
PickUp 1	議案22	東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例の一部改正について	可決
	議案23	東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正について	
	議案24	東浦町都市公園条例の一部改正について	
	議案27	令和3年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	
	議案28	工事請負契約の締結について(片葩小学校管理教室棟屋根外壁改修工事)	
	議案29	令和2年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	
	議案30	町道路線の認定について	
	議案31	令和3年度東浦町一般会計補正予算(第3号)	

賛否が分かれた案件			結果														
議案番号	議案名	結果	親和会			清流会			公明党東浦		市民	有志会	ひがし	無所属	日本共産	無所属	
			山下	向山	鏡味	間瀬	前田	三浦	水野	間瀬	米村	秋葉	山田	田崎	長屋	小松	杉下
PickUp 2・3	議案25	東浦町中央図書館条例の一部改正について	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○
	議案26	令和3年度東浦町一般会計補正予算(第2号)	議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○

※「議」は議長(採決に加わらない)、○は賛成、●は反対

## 6月定例会の概要



**PickUp 1** 認知症にやさしいまちづくり推進  
条例で「認知症」の定義を改正

本年4月1日に一部改正の介護保険法で、今後の医学の診断基準の変化等に柔軟に対応するため、認知症の定義が改正された。法改正に合わせ、条例上の定義も改正するもの。

**Q** 介護保険法の一部改正に伴う本条例の認知症の定義の改正内容は、

**A** 最新の医学の知見により、定義を改正する。

新たな定義では、認知症とは、「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態」と改める。



**Q** 介護保険法の認知症の定義が改正された背景は。

**A** 認知症に関する施策の総合的な推進等に関する事項の中で、最新の医学の診断基準を反映させ、また、今後の医学の診断基準の変化等に柔軟に対応できるよう改正されたもの。

**PickUp 2** 補正予算で自転車乗車用ヘルメット購入の補助金を計上

本年4月1日に県施行の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で、ヘルメット着用が努力義務となったため、ヘルメット購入費の一部を補助し、着用を促進するもの。

**Q** 本町の補助の目的は。

**A** 県と協調し、ヘルメット購入費の一部を補助することで、ヘルメット着用を促進し、交通事故の被害軽減に資するため。

**Q** 申請期限を令和4年3月31日までとする、本町独自の取り組み理由は。

**A** 3月は新年度に備え、自転車を購入する人が多い。3月が申請受付対象外となると、補助金を受けられない住民が出てくる可能性があるため。

**Q** 対象年齢の制限がないことも本町独自の取り組みだが、その理由は。

**A** 平成28年から令和2

年までの町内の自転車の交通事故死傷者のうち、県の補助対象とならない年代(※)の死傷者数が高い割合だったため。年齢制限を設けず、自転車に乗る際はヘルメット着用を誰も当たり前前に、また、これを機に安全性の高いものを選ぶよう促したい。



**PickUp 3** 補正予算で明徳寺川の河川親水施設整備工事費を増額計上

東浦中学校西側から明徳寺川の対岸へ渡れるよう階段や飛び石を設置し、健康づくりのために歩けるルートを選択肢を増やすものだが、補正額が高額となり、質問が相次いだ。

**Q** 300万円増額する理由は。

**A** 当初予算の見積時は、設計業務が未契約で、想定金額で予算計上した。最終の予算裁定時にも設計途中で、概算工事金額で予算案を作成した。その際、設計業者との金額調整の精度を欠いたため、今回の補正となった。

**Q** 今後の増額見込みは。

**A** 掘削時に土質が悪かった等、不測の事態が生じた際は検討する。

**Q** 河川断面を侵すような構造物の築造はあるのか。

**A** 護岸に設置する階段は、断面より内側に設置

するため、現況の断面は侵さない。飛び石は河川水位より上に出ることで断面を阻害するが、一定間隔を空けて設置するため、通常の流れは保たれる。これらの条件で県と事前協議中。



▲明徳寺川の階段・飛び石設置予定地周辺